臺灣日日新報 昭和七年九月七日 木曜日 第一万一千六百四十四號 (一)

臺灣日日新報 夕刊

(第二種郵便物認可) (昭和七年九月七日第三種郵便物認可) 九月六日 夕刊定價一部五錢

滿洲國承認の後
現内閣は生存せん
時期は十月中旬頃
◇…政友會側の政局觀測

(東京六日發電通)六日の定例閣議に於て滿洲國承認に關する準備手續に就き内田外相より報告あり、閣議に於て之を承認し、直ちにその手續を執つたが、日取は既報の如く十四日の模様である

内田外相の報告を
けふ閣議で承認
直ちにその手續を執る

滿洲國承認
十四日か

クエス氏就任

【メキシコシチー四日發電通】ルビオ大統領の辭職に伏り錦相ロリンケエス氏が後任大統領就任を宣誓し直ちに組閣に著手した。ルビオ氏はアメリカに旅立つた

豫想さるる豫算編成難
政民の註文を如何に按配か
増大する 借務にある

【東京六日發電通】八年度豫算編成方針は既に七月十五日の閣議で決定し一般官廳の豫算は八月十日、特別會計の豫算は二十五日まで大藏省に提出することになつてゐたが、各省とも豫算通過の促進方の電報に忙殺されてゐるから豫算の提出は相當遅れる模様である

世界經濟會議
近く壽府で開催
決定した各國代表顔觸

△イギリス レースロス、レートン △ベルギー フランキー、ラング ソーホー △イタリー デュチエリス、ピアンチニ

獨逸の主張を
伊國は支持
軍備均等要求に關し

【ローマ五日發電通】ムッソリニ首相はドイツの軍備均等要求に關し駐在ドイツ大使フオンシュニーバート氏より意見を聽取し伊國政府として該問の經緯竝に要求は法理的に正當なりとの聲明をもつて一致支持するに決した

調査員陸路組
大連に著く
二日滯在の後歸國

【大連五日發電通】軍大使命を統べて陸路國の駐獨調査委員クローデル將軍、シューネー陸士校長は日本郵吉田大使其他と共に五日午後七時半滿鐵丸で來連し、日露官民多數の出迎へを受け直ちに歴ケ瀬ヤマトホテルに投宿した。五、六兩日滯在し、七日午後九時發列車で奉天に赴きそれより西伯利經由歸國の豫定である

米露通商の
私的交渉
織物工業につき

【モスクワ五日發電通】當地滯在中のニューヨーク織物工業主ソンボート氏はソビエート駐在露國通商部と織物工業に關する二個の米露通商取極めを交渉中である

駐日大使を招き
佛首相協議
滿洲問題を中心に

【パリ五日發電通】エリオ首相は五日閣内の駐日大使マルタル氏を招き滿洲問題を中心に東洋の一般經勢に就き懇談した、右は滿洲問題に關聯を中心に東洋の一般經勢に就き懇談し、特に滿洲、對支那問題に關聯を持つものと見られる

獨逸も自力更生
經濟復興一年計畫を樹立し
緊急大統領令公布

【ベルリン五日發電通】ドイツ政府は愈々世界不況に對し自力更生の打開策を講ずる爲め緊急復興一年計畫を樹立し緊急大統領令として五日公布した、内容の主なるものは

一、土木事業の支出を五億に增すこと

一、優秀、國境地方地主、農民負

【ベルリン五日發電通】ドイツ政府は引續く世界不況に對し自力更生の打開策を講ずる爲め緊急復興一年計畫を樹立し緊急大統領令として五日公布した、内容の主なるものは

一、土木事業の支出を五億に增すこと

一、優秀、國境地方地主、農民負擔輕減の爲め所得稅の減稅を行ふこと

一、政府より補助を受くる事業の勞働者に給與を一般文官と同じく最高年俸三萬六千馬克となし減俸の標準を統相に有與すること

◇

【ベルリン五日發電通】ドイツ大統領は五日財政緊急令に署名した、右は法律

運賃改正前に
移出急ぎ

本島からの移出米殊に來る十日から新運賃となり事實に高價となるので移出米商は新運賃の實施の場合果して政府が何處に行くかがあり、平沼内閣、内田内閣、宇垣内閣等噂傳されてゐるが政友會は鈴木内閣を確信してゐる

本庄將軍の奉天出發

【奉天五日發電通】滿洲に於ける變亂の擡頭に就いて政友會方面では齋藤内閣もその使命の大部分を果したので次の議會に臨む意思はなく殘された滿洲國承認問題を解決し、愈々明年度豫算編成の大體方針を決定すべき十月中旬頃に至れば恐らく自ら進退するに至るものと確信してゐる、齋藤内閣の後繼は非常時局の重大性と客觀的に見て政友會と軍部との正面衝突を避けしめんとする鈴木内閣の出現となるであらう、然る場合は滿洲國承認問題は不解決ながら一應棚上げとなり、從つて滿洲國の確立は更に困難となるであらう

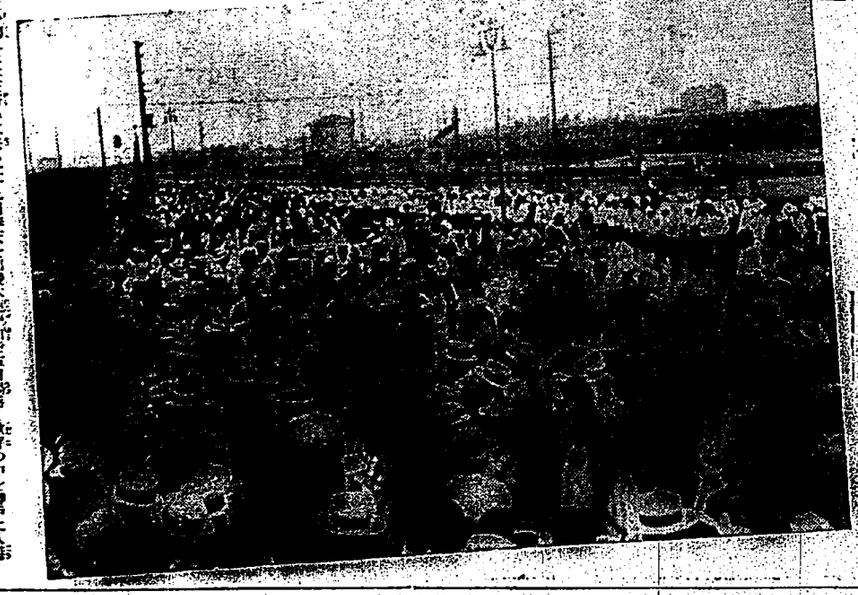

【奉天五日發電通】奉天出發を目前に控へた本庄將軍は去る二十九日奉天の各方面に訣れを告げたが【書眞上は展望車上にて最後の惜別をなす本庄將軍、下は盛觀を極めた見送りの群衆】

本庄將軍の奉天出發

愈々武裝を滿洲の野に捲して東亞の平和を護らんとする關東軍司令官本庄將軍は奉天出發の爲め、九月一日、軍司令部前より新に到る沿道には數萬の官民が整列して將軍の出發を待ち、軍司令部前には武裝解除の爲め總本部兵隊長、關東軍參謀長、奉天總領事代理、滿鐵副總裁代理、滿洲國軍代表、奉天市長、各官衙代表、各團體代表、在郷軍人會代表、滿洲青年聯盟代表、滿洲國協和會代表、滿洲靑年聯盟代表、滿洲國協和會代表、滿洲靑年聯盟代表、滿洲國協和會代表、滿洲靑

本島から對岸へ——
盛んに金の密輸出

一匁十一圓二十錢もするので
最近は高雄方面を根城にして

【基隆電話】基隆稅關監視課では管内に於ける金の密輸出取締に關し、本年度に入つてから既に檢擧した數は實に二十數件の多きに上つてゐるが、其の中には日本人の外に支那人、朝鮮人等も加はつてゐるが、其の手段方法は實に巧妙を極めてゐるので、取締當局者も非常に苦心してゐる。

密輸出の手段　密輸出の手段としては、金塊、金貨、金製品等を直接携帯して出るものと、間接に郵便小包又は貨物に隱匿して出すものとの二種類あるが、檢擧されたものは大抵前者の場合が多い。

密輸出者の種類　密輸出者の種類としては、内地人、朝鮮人、支那人等であるが、檢擧されたものは内地人が最も多く、朝鮮人之に次ぎ、支那人は最も少ない。

密輸出の方法　密輸出の方法としては、内地人は主として基隆から神戸、大阪、門司、横濱、東京等へ直航する船舶を利用し、朝鮮人は釜山から門司、下關、大阪、神戸等へ、支那人は基隆から上海、福州、廈門等へ出る船舶を利用してゐる。

密輸出者の心理　密輸出者の心理としては、内地人は一匁十一圓二十錢もするのに、内地では一匁八圓位で賣れるから、其の差益を得るのだが、朝鮮人は内地人と同樣の差益を得るのと、朝鮮から内地へ金を持ち出すことは禁止されてゐないから、内地人を利用して持ち出すものと、自ら携帶して持ち出すものとがある。支那人は内地人と同樣の差益を得るのと、支那では金の輸入を禁止してゐるから、之を内地へ持ち込んで儲けるのと、支那では金の輸出を禁止してゐるから、之を持ち出して儲けるのとの二種類がある。

密輸出の檢擧　密輸出の檢擧は、内地人は主として基隆から神戸、大阪、門司、横濱、東京等へ直航する船舶を利用し、朝鮮人は釜山から門司、下關、大阪、神戸等へ、支那人は基隆から上海、福州、廈門等へ出る船舶を利用してゐるから、之等の船舶を中心として檢擧してゐるが、檢擧されたものは内地人が最も多く、朝鮮人之に次ぎ、支那人は最も少ない。

密輸出の數量　密輸出の數量は、内地人は一回に數百匁乃至數千匁を携帶して出るものと、數回に分けて數千匁乃至數萬匁を出すものとがあるが、朝鮮人は一回に數千匁乃至數萬匁を出すものと、數回に分けて數萬匁乃至數十萬匁を出すものとがあるが、支那人は一回に數萬匁乃至數十萬匁を出すものと、數回に分けて數十萬匁乃至數百萬匁を出すものとがあるが、檢擧されたものは内地人が最も多く、朝鮮人之に次ぎ、支那人は最も少ない。

密輸出の檢擧　密輸出の檢擧は、内地人は主として基隆から神戸、大阪、門司、横濱、東京等へ直航する船舶を利用し、朝鮮人は釜山から門司、下關、大阪、神戸等へ、支那人は基隆から上海、福州、廈門等へ出る船舶を利用してゐるから、之等の船舶を中心として檢擧してゐ

殘月

（273）

志乃田廸司作

清水三重三畫

（十五）

「木當に濟まなかったよ」

今作、大阪商店は、あんな風つた天狗かあらかい、あんな風つた天狗かあらかい、あんな風つた天狗かあらかい

漢文臺灣日日新報

政友會對滿洲國承認後 確信齋藤內閣掛冠 繼其事者爲鈴木總裁

六日東京電。臨時議會已終。政局推移所聞。政友會方面。確信齋藤內閣。已全其使命之大半。再無臨冬季議會之意思。解決所餘滿洲國承認問題。至明年度豫算編成大體方針。所宜決定之十月中旬頃。或自挂冠。即齋藤內閣出現之素義。在非常時局之匡救。及避政黨否認思想。與既成政黨之正面衝突。雖謂責任不能不徹底。亦算得全。所餘懸案。爲滿洲國承認問題。此其全後。政局轉換自無疑義。結局政權何往。說者不一。或傳不沿內閣內。即內閣。宇垣內閣等。政友會。則確信鈴木內閣云。

皇后宮大夫侍從次長 廣幡忠隆侯就任內定

六日東京電。皇后宮大夫兼侍從次長河井彌八氏。此次將來退就日本銀行監事。入江貫一氏之後。榮轉帝室會計審查局長官。鈴木侍從長。關屋次官。爲經驗後任。因擬任命現遞信省管船局長鈴木族院議員侯爵內諾。一兩日中。且請天皇后兩陛下御批。正式認爲皇后宮大夫。侍從次長。該侯爵家爲御陽成天皇後裔。先代忠朝侯。當仕明治天皇爲侍從。與宮中深有因緣。侯明治十七年生。本年四十九。明治四十二年出東大法科。才秀任稱。侯之夫人。爲山本內相二女云。

遊說全國伸張黨勢 民政黨決定今後活動

六日東京電。議會已終。民政黨。鑑於黨內情勢。決定內謀常規擴充。外合新設青年部活動。遊說全國。伸張黨勢。六日午後二時。開幹部會。議決青年部活動。全國遊說之件。謀策更生。積極活動云。

四部。設委員。事務分擔決定如左。

總務（一般統轄事務）粟原書記官

政務（對滿洲國折衝治外法權問題。對諸洲國照會事務等）米澤書記官。

（條約與稅等通商事務）松島書記官

警務（首爲鮮人保護）末松外務省警視。

北市將開 臨時協議會 道路鋪裝工事

臺灣總督府時局匡救事務局。決定如左。

一、臺北市內道路鋪裝工事。先與日石合社礎商。大倉與勅使街道同樣之鋪裝。在臺北市臨時協議會。議無重要問題。即可通過兩院。齋藤首相。五日午前十一時參內。拜謁陛下。將議會經過。委曲上奏。造使報告西園寺公。翌六日定例閣議。且議議會善後。有路各種匡救施設。著手。努力達成目的云。

中外要電 政府準備著手施設

東京消息。鑑義乙運陸曲折。本期臨時議會。三次延長。只一農村負債整理組合案不成立。其他皆得通過兩院。齋藤首相。五日午前十一時參內。拜謁陛下。將議會經過。委曲上奏。造使報告西園寺公。延長。只一農村負債整理組合案不成立。其他皆得通過兩院。齋藤首相。五日午前十一時參內。拜謁陛下。將議會經過。委曲上奏。造使報告西園寺公。

北市將開 臨時協議會 道路鋪裝工事

臺灣總督府時局匡救事務局。決定如左。

一、臺北市內道路鋪裝工事。先與日石合社礎商。大倉與勅使街道同樣之鋪裝。在臺北市臨時協議會。議無重要問題。即可通過兩院。齋藤首相。五日午前十一時參內。拜謁陛下。將議會經過。委曲上奏。造使報告西園寺公。

酒場在河上營業 經州當局種種協議

縱再許可須要有救命設備

關於酒場在河上營業。因日前暴風雨。寄宿艀船被流去。釀成命案十餘。故就此欲再許可與否。官廳視爲問題一節。已如前報。然暴風雨既去。若繼續營業。不得不大修理。昨今須要決定。爲是。南警務總督亦親本島問題。亦親本島問題。重大。欲聽總督府意見。執積重態度的云。

滿洲承認宣言中外 政府準備著手施設

東京消息。鑑義乙運陸曲折。本期臨時議會。三次延長。只一農村負債整理組合案不成立。其他皆得通過兩院。齋藤首相。五日午前十一時參內。拜謁陛下。將議會經過。委曲上奏。造使報告西園寺公。

北市將開 臨時協議會 道路鋪裝工事

臺灣總督府時局匡救事務局。決定如左。

一、臺北市內道路鋪裝工事。先與日石合社礎商。大倉與勅使街道同樣之鋪裝。在臺北市臨時協議會。議無重要問題。即可通過兩院。齋藤首相。五日午前十一時參內。拜謁陛下。將議會經過。委曲上奏。造使報告西園寺公。

中外要電

臺灣新幸民

東京火災

火災保險
海上保險
運送保險
傷害保險
信用保險
盜難保險
自動車保險
硝子保險
森林保險

臺北市所管代理店
臺北市北門町二丁目
臺北市北門町二丁目
臺北市北門町二丁目

臺灣總督府交通局鐵道部編輯

臺灣鐵道旅行案內

送料共 定價金貳圓五拾錢

臺北市街圖 番地入

一枚金五十錢 送料四錢

臺北州管內圖

一枚金壹圓 送料十錢

廢物復活リコの

買へぬ健康買つて買へる

文藝院明 廣告部

臺灣總督府 臺灣總督官房 農業部 農事試驗場 農學校 農業學校 農會 總督府 臺灣總督官房 臺北州 臺北帝國大學 臺灣總督官房 臺灣總督官房 臺灣總督官房

岐路に立つた 斎藤内閣 政友會との關係を清算せよ

一

カーペにやつたつもりの金圓問題に對し、眞意たる政友會が一向に眞劍ひもなく噛みつき、多數としての威力を揚つた事につては、當面で可なりと見做つてゐる。多數政友會を前面に出かく不快に思はしめた原因は外でしき事情政友會の領袖方がまづいのでもなく、その他の政策に重大な不平點があつたといふのでもないやうだ。問題をして反政黨的態度に出らしむるに至つた根本の原因は、何と言つても總裁首相その人の政民兩黨に對する態度にあるのである。

二

この事は現内閣組織の當時に遡つて見れば、たゞちに明かである。即ち政友會は衆議院に於ける二百の絶對多數を占めてゐながら、組閣内閣における閣僚の割當は政民五分五分であり、一閣に政友會が絶對多數を占めてゐるのみならずその包藏する材木は次から次へと續林して閣るので無論であつて、新る意味からしてその生命は永遠である。即ちあの憲法に關しては特殊的經費となり、物質的にも多くの富を蓄積し且つ富山縣知事の出來て黎明上にも實績よりして、その閣僚は絶大である。總裁公爵に指定されるべきことは當然過ぎる程當然で、あの山を見た人なら何人も異存はなからう。タロコは下から仰ぎ見る峽谷の美を、阿里山は上から俯瞰する絶大なる山嶽美であつて、時方當業者間に於ても其價値を認めてゐる。

三

この點は現内閣の足許を見抜いてゐるから、政民附属を不等に過しやうといふのは、實に其の一つに對して政友會は絶對多數を以て去就を決する位の威力を揚つた事につては

十月中、下旬に蕃人の月見祭

花蓮港廳指導の下に一夜を踊り狂はん

【花蓮港電話】蕃界の下に行はれる蕃人の月見祭は例年旧暦八月十五夜の晩に行はれるのを本年は新暦に改正し九月十六日(雨天の場合は翌十七日)に行はれる事となつた、花蓮港廳では之れを機会に蕃人の風俗改善の一助にもと廳下各支廳長を招集し協議の結果左の如く決定した

一、十月二十八日(日曜)を期し蕃人の月見祭を挙行する事

二、祭場は各社の蕃人をして適当の場所を選定せしめ之れに廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三、祭場には三社の蕃人をして各自の伝統的歌舞を演ぜしめ且つ各社の蕃人をして各自の得意とする競技を行はしめ之れに賞品を与へる事

四、祭場には蕃人をして各自の家屋より酒肴を持ち寄らしめ之れを共食せしめる事

五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

五十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

六十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

七十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

八十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

九十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百二十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百三十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百四十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百五十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百六十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百七十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百八十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

百九十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百二十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百三十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百四十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百五十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百六十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百七十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百八十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

二百九十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百二十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百三十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百四十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百五十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百六十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百七十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百八十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

三百九十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百二十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十八、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百三十九、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十一、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十二、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十三、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十四、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十五、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十六、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十七、祭場には廳下各支廳より警官を派遣して取締りに当らしめる事

四百四十八、祭場には廳下各支廳より警官を派

ラヂオ版

今日の番組

J・F・A・K
八月七日(水)

午前の部

【六・〇〇】東京中央放送局より報時・天氣豫報・ニュース
【六・二〇】柔軟體操(第一)
【六・三〇】ラヂオ體操
【六・四〇】柔軟體操(第二)
【六・五〇】ニュース
【七・〇〇】時報・天氣豫報・ニュース
【七・一〇】朝の音樂(レコード)
【七・三〇】小供の時間
【八・〇〇】時報・天氣豫報・ニュース
【八・一〇】ヴァイオリン獨奏
【八・三〇】長唄
【九・〇〇】時報・天氣豫報・ニュース
【九・一〇】落語
【九・二〇】講演
【九・五〇】ニュース
【十・〇〇】午前の部終了

午後の部

【〇・一〇】放送局の報知・ニュース
【〇・二〇】番組紹介・時報(レコード)
【〇・三〇】管絃樂(ベートーベン作曲「交響樂第八番ヘ長調」)
【一・〇〇】天氣豫報・ニュース
【一・一〇】ヴァイオリン獨奏
【一・三〇】講演
【二・〇〇】時報・天氣豫報・ニュース
【二・一〇】講演
【二・四〇】ニュース
【二・五〇】講演
【三・二〇】ニュース
【三・三〇】講演
【四・〇〇】ニュース
【四・一〇】講演
【四・四〇】ニュース
【四・五〇】講演
【五・二〇】ニュース
【五・三〇】講演
【六・〇〇】ニュース
【六・一〇】講演
【六・二〇】ニュース
【六・三〇】講演
【六・四〇】ニュース
【六・五〇】講演
【七・〇〇】ニュース
【七・一〇】講演
【七・二〇】ニュース
【七・三〇】講演
【七・四〇】ニュース
【七・五〇】講演
【八・〇〇】ニュース
【八・一〇】講演
【八・二〇】ニュース
【八・三〇】講演
【八・四〇】ニュース
【八・五〇】講演
【九・〇〇】ニュース
【九・一〇】講演
【九・二〇】ニュース
【九・三〇】講演
【九・四〇】ニュース
【九・五〇】講演
【十・〇〇】ニュース
【十・一〇】講演
【十・二〇】ニュース
【十・三〇】講演
【十・四〇】ニュース
【十・五〇】講演
【十一・〇〇】ニュース
【十一・一〇】講演
【十一・二〇】ニュース
【十一・三〇】講演
【十一・四〇】ニュース
【十一・五〇】講演
【十二・〇〇】ニュース
【十二・一〇】講演
【十二・二〇】ニュース
【十二・三〇】講演
【十二・四〇】ニュース
【十二・五〇】講演
【一・〇〇】ニュース
【一・一〇】講演
【一・二〇】ニュース
【一・三〇】講演
【一・四〇】ニュース
【一・五〇】講演
【二・〇〇】ニュース
【二・一〇】講演
【二・二〇】ニュース
【二・三〇】講演
【二・四〇】ニュース
【二・五〇】講演
【三・〇〇】ニュース
【三・一〇】講演
【三・二〇】ニュース
【三・三〇】講演
【三・四〇】ニュース
【三・五〇】講演
【四・〇〇】ニュース
【四・一〇】講演
【四・二〇】ニュース
【四・三〇】講演
【四・四〇】ニュース
【四・五〇】講演
【五・〇〇】ニュース
【五・一〇】講演
【五・二〇】ニュース
【五・三〇】講演
【五・四〇】ニュース
【五・五

新國家と共に創設された滿洲國中央銀行に就て（上）

新京にて……山成副總裁談

【本社大野新京通信員發】滿蒙民心の統一に資する爲め滿洲國は昨年奉天、吉林、黑龍江の三省は勿論、奉天省中小都市の各省獨立の體制を採り、各省獨立の體制を採り、各省獨立の體制を採り、

曙光

(97)

生方敏郎作
中野修二畫

和談（二）

翌朝もおそく成つてから、春田は酒よりも先に日を覚ました。まだ周囲が静かなので、彼は寝床をぬけさうともせず、自分もまた床の中にゐつつ、日頃のはげしい酒の上の酔ひざめに、大きい隣の男の寝息を聞きながら、隣の男はどうしてこんな女に自分の本能には何故引き付けられるのだらう。ただ乱んでもない女、若いといふだけが取柄である、世間にザラにゐる女のために、時間を潰されて、町子に

「あの、辻さんから、お電話でございますが……」

「よろしい、今すぐ行く。」

春田てがばと寝床から跳ね起きて、寝巻のまま縁外に出た。

「こちらへ。」

と、いつて、女中は先に立ち、彼は電話室に案内した。春田が受話器を耳に当ると、聞き覚えのある女の声、彼が春田であることを聞かめた上、入れ代つて太い男の声——それは辻だつた。

「モシ〳〵、春田君かネ……今まで寝てゐたつて？」

「僕はとうに起きてゐたとも。」

「だつて、女中が、さういつてゐたぜ……新婚だから無理もないが昼寝ばかりしてゐると……それから、隣の件だがネ……ああモシ〳〵、聞こえるかネ……例の件だがねえ、僕はあれから暫くお父さんの方へ、ムスメサンノケンデ、オメデカカケテハナシタイカラ、スグコイといふ電報を打つたんだ。さうしたら、今朝早くスグユクといふ返事があつたから、多分父娘揃はお父さんが来られるだらうから、食べぱすぐ解決が付くと思つたんだ。何うしてゐるね？　智恵さんは？……あんまりいぢめるなよ……あはゝゝゝ。」

「いや、いろ〳〵有がたう。これから行かうかネ。お宅へそこへ？」

「ああ。遊びやつで来にまへ。あ、はゝゝゝ。」

辻は、大きく笑つて、電話を切つた。

春田が自分の部屋に戻つてみると、昭江は起きて、寝巻のままで、縁側の雨に濡れてゐるところだつたが、春田の入つて来るのを見ると、

「電報は？　何でしたの？」

と、訊いた。そして、まだ春田が返事をしやうとして、口を開かない中に、

「この元結ぎりつて『医師』と、いつて、鋏を差した。

「いや、いろ〳〵有がたう。これから行かうかネ。お宅へそこへ？」

「ああ。遊びやつで来にまへ。あ、はゝゝゝ。」

辻は、大きく笑つて、電話を切つた。

春田が自分の部屋に戻つてみると、昭江は起きて、寝巻のままで、縁側の雨に濡れてゐるところだつたが、春田の入つて来るのを見ると、

「電報は？　何でしたの？」

と、訊いた。そして、まだ春田が返事をしやうとして、口を開かない中に、

「この元結ぎりつて『医師』と、いつて、鋏を差した。

人物を中心に観る
非常時日本と『英雄の貧困』
（NO4）

陸相荒木貞夫（三）

渡邊國弘

×　×　×

だが、帰民生活の窮乏化と、既成資本主義の第三期的危機と矛盾とが激化すればするほど、荒木の頭脳の良心を脅かし、焦らせ、苦しめ——彼の思想の上に反映さるに至つた。軍の革新運動へ行つてみなければならない。春田は、こんな決心を腹の中に蔵してゐる中に、軍服を着けてゐる時よりも一層凛々しい感じのする荒木の顔が少し曇いたと思ふと、急に大きい声で、

「おい、まだ寝るのか？」

「ううん、何時かなあ、まだたう寒くはないよ。」

「うそを言へ。」

と、また昭江は目をふさいで眠らうとした。

「おい〳〵

聯合艦隊演習中に戰闘機が空中衝突

他の二機は墜落し一機は顚覆　一機は行方不明となる

【和歌山六日發電通】六日午前十時二十五分聯合艦隊演習中潮岬沖にて艦上戰闘機二機が空中衝突し搭乘者溫夫大尉井上三等航空兵曹は重傷生命絕望である、又午後一時頃艦飛行中の常陸大尉洪繞のタ三百八號は機關に故障を生じ隧落、林大尉洪繞のタ三百四號も隧落し松田中尉のタ三百六號は行方不明となつた

臺灣への御下賜金　社會事業に使用

【朝日九入港】下條博士語る

貧民救濟は既に眞劇化し今月中には新立される運びにまで到つた、最も急を要するのは病院の問題で、現在の病院は僅か六千の收容力しかなく、しかも其の大半は傳染病患者で占められ、一般患者は殆んど收容されない狀態にある、之が爲めには新に病院を建設する必要があるが、之には莫大な經費を要するので、之が爲めに政府は今回臺灣へ御下賜金の一部を社會事業に使用する事に決定した、之は臺灣の貧民救濟の爲めに使用するのではなく、臺灣の社會事業全般に使用するのである

鈴木代議士を檢事が取調べ

横領の嫌疑濃厚

【東京六日發電通】六日朝來訪檢事に召喚された國民新聞社營業部長鈴木代議士は午後一時半まで取調べられ、午後二時半から再び檢事局に出頭して取調べを受けたが、午後四時半頃漸く取調べを終つて歸宅した、鈴木代議士は橫領の嫌疑濃厚で、檢事局では更に取調べを續けるが、鈴木代議士は病氣と稱して出頭しないので、檢事局では鈴木代議士の自宅を訪問して取調べる事になつた、鈴木代議士は病氣と稱して出頭しないので、檢事局では鈴木代議士の自宅を訪問して取調べる事になつた、鈴木代議士は病氣と稱して出頭しないので、檢事局では鈴木代議士の自宅を訪問して取調べる事になつた

滿洲行巡査が同僚を刺す

赴任途上の車中で

【門司六日發電通】六日午前六時三十分下り百五號列車が關門隧道に差掛つた際、車中の外務省滿洲在勤巡査山崎吉藏（三二）が同僚大林三代吉（三二）に突然短刀で數箇所を刺したので、大林は驚いて列車を門司驛に停車させ、直ちに門司鐵道病院に收容したが、大林は重傷で生命危篤である、山崎は直ちに逮捕されたが、犯行の動機は判明しない、山崎は大正十四年十二月に巡査を拜命し、昭和五年十月滿洲在勤を命ぜられ、奉天に赴任したもので、大林は昭和二年十月に巡査を拜命し、昭和五年十月滿洲在勤を命ぜられ、奉天に赴任したもので、兩人は赴任の際同じ列車に乘合せたもので、兩人は赴任の際同じ列車に乘合せたもので、兩人は赴任の際同じ列車に乘合せた

(八)　昭和七年九月七日　臺灣日日新報　第一萬一千六百四十四號　(第三種郵便物認可)

漢文臺灣日日新報

八年度豫算亦字更多
因編成難現內閣瀕危
欲使兩黨滿足實難

六日東京電。八年度豫算編成方針。既於七月十五日之閣議決定。一般會計概算也。至八月十日。特別會計概算竟。至三十五日。豫出大藏省。各省省因臨時議會通過之歲費豫算其他法律費施。忙尚不了。故概算迄之提出。相當延延。然大藏省。須早催八年度豫算編成。五日督促各省。提出概算書。八年度豫算。於豫算之外。有滿洲事件費及時局匡救豫算二者。因同時難以決定。故於普通豫算決定後。他二者另為協議。而最近之議入狀態。更見增大。其編成非易。殊如匡救豫算。在豫算之必要。欲使政策不同之兩黨協調。實屬困難。今秋豫算編成。協力內閣已有危機胎胚也。

世界經濟會議
九月廿三日在壽府
日本代表其他決定

五日壽府電。洛桑會議組織之世界經濟會議。現於專門家委員之手。進備開催。本日決定開催地為壽府。九月二十三日頃。欲與國際理事會之有關係委員會同時開會。事務局長。既決定代表人物。日本倫敦駐在財務官津島壽一。東京帝大教授阿合聚治郎。英國。白耳義。意太利俱已決定。

德國自力更生
經濟復興一年計畫
緊急大統領令內容

五日伯林電。德國政府。對於世界不況。欲講自力更生打開策。樹立經濟復興一年計畫。五日公布緊急大統領令。主要內容。為

一、土木事業之支出。增為五倍。

一、農業。國境地方地主。農民信用組合之各組合員設立約五千馬克之對外信用。

一、受政府補助之事業。雇傭人條給。與一般文官同最高年俸三萬六千馬克。減俸期限。附與減租。

滿洲國承認措置
期日大約來十四日

六日東京電。六日非例閣議。滿洲國承認所關準備手續。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

鈴木民政代議士
關瓦斯疑獄事件
受警視廳召喚

六日東京電。東京瓦斯會社一億圓增資問題。部因恐喝事件等發覺。西澤同社前出納係長。北村經理課長被警視廳留置。六日早朝。前專務取締役民政黨代議士鈴木貞彥氏。以任意出頭形式。召喚於警視廳。就與恐喝者關係。受檢事局出張之保檢非取調。檢事局經於恐川檢察當局之大恐喝事件。再三發生。故以恐喝團根絕方針。決意徹底的取調也。

制中改正之件。

一、行政諸法整備施行令中改正之件。

有吉公使
六日赴南京
會見羅總長等

六日上海。有吉公使。偕矢野參事官。堀內書記官。乘下關局。六日夜行。將赴南京。此行非欲推呈信任狀。於蔣介石氏。乃欲在國民政府外交部。莉羅交幹其他要人。錄著任之證也。

聯盟帝國陪員
岡野中佐
由東京啓程

六日東京電。今回聯盟理事會帝國陪員。海軍派遣軍令部出仕岡野俊吉中佐。六日午前九時。受加藤海軍大將。森恪氏其他朝野名士多數送行。午前九時乘燕號出發。中佐自神戶向上海。暫時滯在後。乃至上海大連。經由西比利亞。而赴諸府云。

交通局官制
決定改正

六日東京電。六日定例閣議。決定如左。

一、罹災救助基金法中改正法律案。

一、米穀法中改正法律案。

一、臺灣總督府交通局官制中改正勅令案。

滿洲事變一周年
計畫警備演習講演
參加人員五百餘名

昨東街役場。就來十八日滿洲事變一周年紀念日。擬開種々行事。大體決定如左。

一、是朝互一時間。舉行警備演習。參加團體。在鄉軍人分會員。少年義勇團。農業學校生徒。警官消防組員。等五百餘名。飛行聯隊。亦參加空襲。該拍激勵電及謝電。

馬公鄉軍
開講演映寫會

馬公在鄉軍人分會。訂來十八日。滿洲事變一周年紀念。欲使一般認識諸蒙及時局。養著手計畫種々大體已得成案。是晚。假馬公會館。開講演會。講師聘兩司令官及本間總長十九晚。開時局映寫會。無料供一般觀覽。

坂口警務部長
深夜到員林
非常召集
開始模擬搜索

臺中州坂口警務部長。偕大松警部。去五日夜午前四。前一時。各官衙及學校團體等。由首腦者。講演開于事變經過。

博物館
改善磋商
交換各種意見

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

六日東京電。東京瓦斯會社一億圓增資問題。部因恐喝事件等發覺。西澤同社前出納係長。北村經理課長被警視廳留置。六日早朝。前專務取締役民政黨代議士鈴木貞彥氏。以任意出頭形式。召喚於警視廳。就與恐喝者關係。受檢事局出張之保檢非取調。檢事局經於恐川檢察當局之大恐喝事件。再三發生。故以恐喝團根絕方針。決意徹底的取調也。

制中改正之件。

一、行政諸法整備施行令中改正之件。

臺南州下
文旦增收
近將登市

臺南州下。本年文旦。斗柚生產。據當局調查。文旦栽培四萬四千八百九十二株。收穫一百十萬八千五十七斤。斗柚二萬一千五百四十六株。收穫九十七萬五千二百九十八斤。較前年。文旦增十五萬六千八百八十二斤。斗柚增四萬九千五百三十六斤。目下小賽價格。每百個。文旦六圓。四十錢。斗柚十圓。卸賣文旦五圓。四十錢。斗柚九圓。內地移出。文旦約七萬。斗柚十二圓云。

茶商公會
推薦朱阿西氏
再赴南洋

臺北茶商公會。去六日下午二時。開役員會。役員一時半。齊藤內閣。總了臨時議會。各地方。遍設自力更生運動機關。觀之本島現狀。確有其要。內閣能否遂設。有不宜。經當有失法何。

臺中州
時評

○

政府當以十萬圓。於全國各地方。遍設自力更生運動機關。觀之本島現狀。確有其要。內閣能否遂設。有不宜。經當有失法何。

○

七八年產額。按千百三十萬餘擔。比之前期。減七萬餘擔。此之前期。結果如何。五百十萬擔。結果如何。行情却好。製糖會社。有利可知。能否分沽地主蔗農。乃為內閣問題。當事者。宜於午間中購買之也。

○

本島畜產。年々增進。然其進度。尚未自給自足。且之統制團體。今也。倡設協會。允合時宜。幸勿倒。為有獻金。陳法主公。如物產協會。善始而善終。不為一人。假人不歸。致成刑事問題者。要毀何如。

○

目下金賞。婦女首飾。實出貯蓄。既社會餓。亦修飾德。亦戒奢。數萬千集。為有獻金。陳法主公。何法使之自力更生。多待指導。多待施設。毋始急戶。一大問題。好圖解決。

○

今海來。本島貿易。出超八千餘萬。自全體言。洵堪欣慰。但此數字中。島法收大部。出身。以此以立入得百分之十九云。

臺中
魚商半休

臺中市內。因鹽消費市場。生魚需。來十一兩日。迎送陸軍傳品實起見。定來七八兩日。休業半少有休息日。故決議定兩日間。至正午止。下午開依舊。但使用人。得輪休。

斗六
會期變更

斗六街役場協會議例會。每月于八日開會。本月因各種宜上。變更七日。是日午前中。召集下關金傳達式。有臺石都委員。臨時出張。午後一時起。開役員會議。

擴張道路
然似尚未可安心

斗六街實際林于頭。至古坑庄溪邊厝三十二町之道路。幅員七八尺。近以交通繁雜。故感狹隘。當選要路改修。經計畫總額至三圓之道路。去三日保甲役員。出席商定。按本月十一日興工。約一週間可望完成云。

遠犯車規
自動車
得檢測。為是。本島入

近來都會。交通繁便。自動車。因而事故。層生不少。斗六都築警察官。及此。每對自動車檢查。頗為嚴重。

風颱向西北
接近本島
漁船要注意

六日午後二時五十分臺北測候所發表。

野誉島北方所發生颱風。在北緯一九度。東經一三一度。即石垣。島南東約九百粁（一百二十五里）洋上中心示度七百四十八粁。徐行於北方。漸次轉向北西。為此本島北部及東部海上小型船及漁船。須注意云。

颱風進路轉北
然似尚未可安心

依本人觀。族希望。在自宅療治。謀一週間。便能差癒。又黃運轉手。受古賞。警部補。調問後。即日回家云。

載貨改正前
移出米商
急欲移出內地

本島移出米載貨。訂來十一日起。實施新載貨。該價非常高島。於定額移出米商。欲于實施期以內。

島內盛密輸出金塊
對岸一夕十一圓三十錢
昨今多以高雄其他為根據

昨今對岸金價。一夕十一圓三十錢。本島則九圓。

密輸出者殊多。最近因集隆稅關官吏。嚴重警戒。乃漸變其方面。由高雄。或滬岸各港。以帆船密輸出。又東京某大金屬商。對本島人間。盛實相當數量地金。是為密輸出之誘因。至今地金經由本島。密輸出對岸。其數量頗多云。

臺南州下
文旦增收
近將登市

臺南州下。本年文旦。斗柚生產。據當局調查。文旦栽培四萬四千八百九十二株。收穫一百十萬八千五十七斤。斗柚二萬一千五百四十六株。收穫九十七萬五千二百九十八斤。較前年。文旦增十五萬六千八百八十二斤。斗柚增四萬九千五百三十六斤。目下小賽價格。每百個。文旦六圓。四十錢。斗柚十圓。卸賣文旦五圓。四十錢。斗柚九圓。內地移出。文旦約七萬。斗柚十二圓云。

滿洲事變一周年
計畫警備演習講演
參加人員五百餘名

昨東街役場。就來十八日滿洲事變一周年紀念日。擬開種々行事。大體決定如左。

一、是朝互一時間。舉行警備演習。參加團體。在鄉軍人分會員。少年義勇團。農業學校生徒。警官消防組員。等五百餘名。飛行聯隊。亦參加空襲。該拍激勵電及謝電。

馬公鄉軍
開講演映寫會

馬公在鄉軍人分會。訂來十八日。滿洲事變一周年紀念。欲使一般認識諸蒙及時局。養著手計畫種々大體已得成案。是晚。假馬公會館。開講演會。講師聘兩司令官及本間總長十九晚。開時局映寫會。無料供一般觀覽。

坂口警務部長
深夜到員林
非常召集
開始模擬搜索

臺中州坂口警務部長。偕大松警部。去五日夜午前四。前一時。各官衙及學校團體等。由首腦者。講演開于事變經過。

博物館
改善磋商
交換各種意見

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

臺南州下
文旦增收
近將登市

臺南州下。本年文旦。斗柚生產。據當局調查。文旦栽培四萬四千八百九十二株。收穫一百十萬八千五十七斤。斗柚二萬一千五百四十六株。收穫九十七萬五千二百九十八斤。較前年。文旦增十五萬六千八百八十二斤。斗柚增四萬九千五百三十六斤。目下小賽價格。每百個。文旦六圓。四十錢。斗柚十圓。卸賣文旦五圓。四十錢。斗柚九圓。內地移出。文旦約七萬。斗柚十二圓云。

我輩斷不辭職
經濟界漸有起生
高橋藏相談

六日東京電。高橋藏相。因議會無事終了。政局一時安定。至明年度豫算編成終了之間。尚須相當時日。近日中將往葉山別莊。然藏相之辭職說。絕對否認之。議會中傍逸之人。種々照料。故得如是元氣。明年度豫算。至整備之間。須相當日子。近將以一月徐定往葉山。有稱我輩辭職者。誠無稽也。今者經濟界動向。因生絲其他起慨。漸次安定。國民亦有活動氣分也。

齋藤首相九日頃
欲訪問西園寺公
告以將來自己心境

六日東京電。議會終了。齋藤首相。欲向園公報告。並告以將來自己心境。九日頃將到御殿場訪問之。政友會態度。反政府色已漸厚。齋藤首相之心境。自有所動。首相之西園寺公訪問。及西園寺公之對此應答。頗為重視云。

臺中倡和會
加入三萬餘人

臺中興農倡和會。七月中加入者。有六百十六名。面積六百十九甲餘。該會成立以來。累計三萬三千四百九十人。契約面積。

臺南州下本年度
低利資金融通額
對四組合十二萬圓

臺南州下本年度。低利資金融通額。如既報。去四日下午。假臺南市清水町堡。準實購買組合會堂。開役員會。出席理事六名。監事四名。先由黃欣氏為議長。致開會辭。經過後。乃議解散事。一致決可。定來二十四日午後二時。於該組合所在地北門郡佳里庄。佳里公會堂。開組合解散總會云。

臺南州下
買收評價
臺南

既報臺南市西門町市區改正應須買收之土地。業已對該區一帶組戶。限期令移。而土地不特未與業主妥洽。且未評價。去五日下午一時。市役所內。開協議會。決定評價。

臺南州下
載資改正前
移出米商
急欲移出內地

本島移出米載資。訂來十一日起。實施新載資。該價非常高島。於定額移出米商。欲于實施期以內。

島內盛密輸出金塊
對岸一夕十一圓三十錢
昨今多以高雄其他為根據

昨今對岸金價。一夕十一圓三十錢。本島則九圓。

密輸出者殊多。最近因集隆稅關官吏。嚴重警戒。乃漸變其方面。由高雄。或滬岸各港。以帆船密輸出。又東京某大金屬商。對本島人間。盛實相當數量地金。是為密輸出之誘因。至今地金經由本島。密輸出對岸。其數量頗多云。

臺南州下本年度
低利資金融通額
對四組合十二萬圓

臺南州下本年度。低利資金融通額。如既報。去四日下午。假臺南市清水町堡。準實購買組合會堂。開役員會。出席理事六名。監事四名。先由黃欣氏為議長。致開會辭。經過後。乃議解散事。一致決可。定來二十四日午後二時。於該組合所在地北門郡佳里庄。佳里公會堂。開組合解散總會云。

臺中州
時評

○

齋藤內閣。總了臨時議會。各地方。遍設自力更生運動機關。觀之本島現狀。確有其要。內閣能否遂設。有不宜。經當有失法何。

○

七八年產額。按千百三十萬餘擔。比之前期。減七萬餘擔。此之前期。結果如何。五百十萬擔。結果如何。行情却好。製糖會社。有利可知。能否分沽地主蔗農。乃為內閣問題。當事者。宜於午間中購買之也。

○

本島畜產。年々增進。然其進度。尚未自給自足。且之統制團體。今也。倡設協會。允合時宜。幸勿倒。為有獻金。陳法主公。如物產協會。善始而善終。不為一人。假人不歸。致成刑事問題者。要毀何如。

○

目下金賞。婦女首飾。實出貯蓄。既社會餓。亦修飾德。亦戒奢。數萬千集。為有獻金。陳法主公。何法使之自力更生。多待指導。多待施設。毋始急戶。一大問題。好圖解決。

○

今海來。本島貿易。出超八千餘萬。自全體言。洵堪欣慰。但此數字中。島法收大部。出身。以此以立入得百分之十九云。

臺中
魚商半休

臺中市內。因鹽消費市場。生魚需。來十一兩日。迎送陸軍傳品實起見。定來七八兩日。休業半少有休息日。故決議定兩日間。至正午止。下午開依舊。但使用人。得輪休。

斗六
會期變更

斗六街役場協會議例會。每月于八日開會。本月因各種宜上。變更七日。是日午前中。召集下關金傳達式。有臺石都委員。臨時出張。午後一時起。開役員會議。

擴張道路
然似尚未可安心

斗六街實際林于頭。至古坑庄溪邊厝三十二町之道路。幅員七八尺。近以交通繁雜。故感狹隘。當選要路改修。經計畫總額至三圓之道路。去三日保甲役員。出席商定。按本月十一日興工。約一週間可望完成云。

遠犯車規
自動車
得檢測。為是。本島入

近來都會。交通繁便。自動車。因而事故。層生不少。斗六都築警察官。及此。每對自動車檢查。頗為嚴重。

風颱向西北
接近本島
漁船要注意

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

滿洲事變一周年
計畫警備演習講演
參加人員五百餘名

昨東街役場。就來十八日滿洲事變一周年紀念日。擬開種々行事。大體決定如左。

一、是朝互一時間。舉行警備演習。參加團體。在鄉軍人分會員。少年義勇團。農業學校生徒。警官消防組員。等五百餘名。飛行聯隊。亦參加空襲。該拍激勵電及謝電。

馬公鄉軍
開講演映寫會

馬公在鄉軍人分會。訂來十八日。滿洲事變一周年紀念。欲使一般認識諸蒙及時局。養著手計畫種々大體已得成案。是晚。假馬公會館。開講演會。講師聘兩司令官及本間總長十九晚。開時局映寫會。無料供一般觀覽。

坂口警務部長
深夜到員林
非常召集
開始模擬搜索

臺中州坂口警務部長。偕大松警部。去五日夜午前四。前一時。各官衙及學校團體等。由首腦者。講演開于事變經過。

博物館
改善磋商
交換各種意見

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

臺南州下
文旦增收
近將登市

臺南州下。本年文旦。斗柚生產。據當局調查。文旦栽培四萬四千八百九十二株。收穫一百十萬八千五十七斤。斗柚二萬一千五百四十六株。收穫九十七萬五千二百九十八斤。較前年。文旦增十五萬六千八百八十二斤。斗柚增四萬九千五百三十六斤。目下小賽價格。每百個。文旦六圓。四十錢。斗柚十圓。卸賣文旦五圓。四十錢。斗柚九圓。內地移出。文旦約七萬。斗柚十二圓云。

嘉義
保護迷兒

既報嘉義城隍廟祭典。月三四兩日。神輿行列全市。兩日中元町派出所管內壯丁團。所設保之迷兒保護所。計二十八名。各由其父母率歸云。

押送逃犯

嘉義警察署防犯係渡邊。張兩刑事。去四日午後十時半。至西門町遊廓金花亭。見娼婦某房內。有一華人可疑之入。即刻之入司法室。訊問其人為泉州

斗六
會期變更

斗六街役場協會議例會。每月于八日開會。本月因各種宜上。變更七日。是日午前中。召集下關金傳達式。有臺石都委員。臨時出張。午後一時起。開役員會議。

擴張道路
然似尚未可安心

斗六街實際林于頭。至古坑庄溪邊厝三十二町之道路。幅員七八尺。近以交通繁雜。故感狹隘。當選要路改修。經計畫總額至三圓之道路。去三日保甲役員。出席商定。按本月十一日興工。約一週間可望完成云。

遠犯車規
自動車
得檢測。為是。本島入

近來都會。交通繁便。自動車。因而事故。層生不少。斗六都築警察官。及此。每對自動車檢查。頗為嚴重。

風颱向西北
接近本島
漁船要注意

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

滿洲事變一周年
計畫警備演習講演
參加人員五百餘名

昨東街役場。就來十八日滿洲事變一周年紀念日。擬開種々行事。大體決定如左。

一、是朝互一時間。舉行警備演習。參加團體。在鄉軍人分會員。少年義勇團。農業學校生徒。警官消防組員。等五百餘名。飛行聯隊。亦參加空襲。該拍激勵電及謝電。

馬公鄉軍
開講演映寫會

馬公在鄉軍人分會。訂來十八日。滿洲事變一周年紀念。欲使一般認識諸蒙及時局。養著手計畫種々大體已得成案。是晚。假馬公會館。開講演會。講師聘兩司令官及本間總長十九晚。開時局映寫會。無料供一般觀覽。

坂口警務部長
深夜到員林
非常召集
開始模擬搜索

臺中州坂口警務部長。偕大松警部。去五日夜午前四。前一時。各官衙及學校團體等。由首腦者。講演開于事變經過。

博物館
改善磋商
交換各種意見

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

臺南州下
文旦增收
近將登市

臺南州下。本年文旦。斗柚生產。據當局調查。文旦栽培四萬四千八百九十二株。收穫一百十萬八千五十七斤。斗柚二萬一千五百四十六株。收穫九十七萬五千二百九十八斤。較前年。文旦增十五萬六千八百八十二斤。斗柚增四萬九千五百三十六斤。目下小賽價格。每百個。文旦六圓。四十錢。斗柚十圓。卸賣文旦五圓。四十錢。斗柚九圓。內地移出。文旦約七萬。斗柚十二圓云。

嘉義
保護迷兒

既報嘉義城隍廟祭典。月三四兩日。神輿行列全市。兩日中元町派出所管內壯丁團。所設保之迷兒保護所。計二十八名。各由其父母率歸云。

押送逃犯

嘉義警察署防犯係渡邊。張兩刑事。去四日午後十時半。至西門町遊廓金花亭。見娼婦某房內。有一華人可疑之入。即刻之入司法室。訊問其人為泉州

轢傷幼女續報
傷痕較輕
在自宅療治

前報市內。樂天自動車商會李萬來所有之自動車。去五日午後二時。由速輾于黃海山。運轉至市內太平町六丁目。楳傷幼女許氏月紫（二歲）一命。其後查其傷痕。幸意外輕微。由李商會主。視往其宅慰問。欲為設法入管沼病院。然

賭犯即決罰金

斗六都琦警察課。當日巡查部長以下外勤巡查。日前會檢舉。在十六街陳場布店樓上。集賭中之賭犯四名。

取消一則

去二日貨報漢文欄。台灣華僑對領事館權度。慎重之事。事實無根。新依例取消是幸。中華民國駐臺北總領事館。

臺中州
時評

○

政府當以十萬圓。於全國各地方。遍設自力更生運動機關。觀之本島現狀。確有其要。內閣能否遂設。有不宜。經當有失法何。

○

七八年產額。按千百三十萬餘擔。比之前期。減七萬餘擔。此之前期。結果如何。五百十萬擔。結果如何。行情却好。製糖會社。有利可知。能否分沽地主蔗農。乃為內閣問題。當事者。宜於午間中購買之也。

○

本島畜產。年々增進。然其進度。尚未自給自足。且之統制團體。今也。倡設協會。允合時宜。幸勿倒。為有獻金。陳法主公。如物產協會。善始而善終。不為一人。假人不歸。致成刑事問題者。要毀何如。

○

目下金賞。婦女首飾。實出貯蓄。既社會餓。亦修飾德。亦戒奢。數萬千集。為有獻金。陳法主公。何法使之自力更生。多待指導。多待施設。毋始急戶。一大問題。好圖解決。

○

今海來。本島貿易。出超八千餘萬。自全體言。洵堪欣慰。但此數字中。島法收大部。出身。以此以立入得百分之十九云。

臺中
魚商半休

臺中市內。因鹽消費市場。生魚需。來十一兩日。迎送陸軍傳品實起見。定來七八兩日。休業半少有休息日。故決議定兩日間。至正午止。下午開依舊。但使用人。得輪休。

斗六
會期變更

斗六街役場協會議例會。每月于八日開會。本月因各種宜上。變更七日。是日午前中。召集下關金傳達式。有臺石都委員。臨時出張。午後一時起。開役員會議。

擴張道路
然似尚未可安心

斗六街實際林于頭。至古坑庄溪邊厝三十二町之道路。幅員七八尺。近以交通繁雜。故感狹隘。當選要路改修。經計畫總額至三圓之道路。去三日保甲役員。出席商定。按本月十一日興工。約一週間可望完成云。

遠犯車規
自動車
得檢測。為是。本島入

近來都會。交通繁便。自動車。因而事故。層生不少。斗六都築警察官。及此。每對自動車檢查。頗為嚴重。

風颱向西北
接近本島
漁船要注意

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

滿洲事變一周年
計畫警備演習講演
參加人員五百餘名

昨東街役場。就來十八日滿洲事變一周年紀念日。擬開種々行事。大體決定如左。

一、是朝互一時間。舉行警備演習。參加團體。在鄉軍人分會員。少年義勇團。農業學校生徒。警官消防組員。等五百餘名。飛行聯隊。亦參加空襲。該拍激勵電及謝電。

馬公鄉軍
開講演映寫會

馬公在鄉軍人分會。訂來十八日。滿洲事變一周年紀念。欲使一般認識諸蒙及時局。養著手計畫種々大體已得成案。是晚。假馬公會館。開講演會。講師聘兩司令官及本間總長十九晚。開時局映寫會。無料供一般觀覽。

坂口警務部長
深夜到員林
非常召集
開始模擬搜索

臺中州坂口警務部長。偕大松警部。去五日夜午前四。前一時。各官衙及學校團體等。由首腦者。講演開于事變經過。

博物館
改善磋商
交換各種意見

六日午後二時五十分臺北發。六日午後一時。乘州自動車。到員林郡。即時命令。深谷警察署。內田外相有報告。於閣議承認之。即執手續。其期日乃如既報。大約十四日也。

臺南州下
文旦增收
近將登市

臺南州下。本年文旦。斗柚生產。據當局調查。文旦栽培四萬四千八百九十二株。收穫一百十萬八千五十七斤。斗柚二萬一千五百四十六株。收穫九十七萬五千二百九十八斤。較前年。文旦增十五萬六千八百八十二斤。斗柚增四萬九千五百三十六斤。目下小賽價格。每百個。文旦六圓。四十錢。斗柚十圓。卸賣文旦五圓。四十錢。斗柚九圓。內地移出。文旦約七萬。斗柚十二圓云。

嘉義
保護迷兒

既報嘉義城隍廟祭典。月三四兩日。神輿行列全市。兩日中元町派出所管內壯丁團。所設保之迷兒保護所。計二十八名。各由其父母率歸云。

押送逃犯

嘉義警察署防犯係渡邊。張兩刑事。去四日午後十時半。至西門町遊廓金花亭。見娼婦某房內。有一華人可疑之入。即刻之入司法室。訊問其人為泉州

轢傷幼女續報
傷痕較輕
在自宅療治

前報市內。樂天自動車商會李萬來所有之自動車。去五日午後二時。由速輾于黃海山。運轉至市內太平町六丁目。楳傷幼女許氏月紫（二歲）一命。其後查其傷痕。幸意外輕微。由李商會主。視往其宅慰問。欲為設法入管沼病院。然

賭犯即決罰金

斗六都琦警察課。當日巡查部長以下外勤巡查。日前會檢舉。在十六街陳場布店樓上。集賭中之賭犯四名。

取消一則

去二日貨報漢文欄。台灣華僑對領事館權度。慎重之事。事實無根。新依例取消是幸。中華民國駐臺北總領事館。

金塊行情

五日

上海金塊　八八八兩

倫敦現金買　一七兩一七分三

同先物　一七兩一七分三

銀塊行情

六日

上海現銀　一八兩八分三

倫敦現金買　一八兩四分三

同先物　一八兩四分三

大阪株式

大阪株式取引所

倫敦現金買　一七兩一七分三

同先物　一七兩一七分三

紐育現金買　二二弗八分三

同先物　二二弗八分三

紐育現金買　八三弗四分三

同先物　八三弗四分三

紐育現金買　一八弗一八分三

同先物　一八弗一八分三

大阪株式取引所

紐育現金買　一〇二弗六〇錢

同先物　一〇二弗六〇錢

倫敦現金買　一〇二弗六〇錢

同先物　一〇二弗六〇錢

紐育